

ハラスメント以外の「労働契約」「解雇」「雇止め」
「退職」「未払賃金」その他労働に関する
基本的な考え方や対応のポイントについては、
当センターの各種啓発冊子も参考にしてください。



大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課（労働相談センター） 令和7年12月発行

労働相談センターホームページ



06-6946-2600（相談電話）

06-6946-2601（セクハラ等の相談（ご希望により女性相談員の対応も可））